

しまねっ子すくすくプラン
(島根県こども計画)
をつくるために

「しまねっ子すくすくプラン」をより良いものにするために、たくさんの意見をお聞かせください。

令和6年12月
島根県

しまねっ子すくすくプラン(県こども計画)策定について(第1章)

(1) 計画策定の背景

- 全国的な少子化と人口減少に歯止めがかからない状況
- 島根県における出生数や合計特出生率の低下傾向、未婚化・晩婚化の進行
 - (注)島根県の合計特殊出生率は、近年では、平成27(2015)年をピークに低下傾向
 - 令和5(2023)年の合計特殊出生率は1.46(過去最低)で、全国平均の1.20より高い状況
- 国におけるこども施策の強化(こども基本法・こども大綱)

(2) 計画の目的

- 若い世代が結婚や出産、子育てという人生の重要な選択ができる環境の整備
- 結婚や出産、子育ての希望をかなえる社会づくり
- こどもや若者、子育て家庭への切れ目ない支援
- 困難を抱えるこどもや若者、子育て家庭への相談支援体制の強化

(3) 計画の期間

- 令和7(2025)年度～令和11(2029)年度(5年間)

しまねっ子すくすくプラン(県こども計画)策定について(第1章)

(4) 計画の位置づけ

- こども基本法に基づく「都道府県こども計画」
- 次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県次世代育成行動計画」
- 子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「都道府県ひとり親家庭等自立促進計画」
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「都道府県こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」

(5) 計画の対象者

- 「こども」(心身の発達の過程にある者。乳幼児期から学童期、思春期、青年期)
(注)青年期とは、おおむね18歳以降からおおむね30歳未満の人をいいます。
- 「若者」
(注)若者には法令上の定義はありませんが、思春期・青年期にあたるため「こども」と「若者」は重なり合う部分があります。
- 子育て当事者

しまねっ子すくすくプラン(県こども計画)策定にあたっての新たな視点

第1章 計画の対象とするこどもの範囲

計画の対象とする「こども」に「おおむね18歳からおおむね30歳未満までの「若者」も加えています

第3章 目指す社会像

今を生きるこどもや若者が、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として尊重され、将来にむかって主体的に、自分らしく、幸せに暮らすことができる社会を目指します

第4章 施策の展開

- ◆基本理念Ⅰ
全てのこども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性が尊重され、活躍できる環境づくりを推進します
- ◆基本理念Ⅱ
こども・若者のライフステージに応じた切れ目ない支援と、ライフステージを通じて必要となるこどもや子育て当事者への支援に取り組みます
- ◆基本理念Ⅲ
困難や課題を抱えるこどもや家庭に対し、関係機関が連携して支援を行います

《参考》こども大綱(国におけるこども施策の強化)

- ・日本国憲法、こども基本法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、基本的な方針を6つの柱として掲げています。
- 1 こども・若者は権利の主体であり、多様な人格と個性を尊重し、今とこれからの最善の利益を図ること
- 2 こども・若者や子育て当事者の視点を尊重し、意見を聴きながらこども施策を進めていくこと
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援すること
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できること
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立って結婚・子育ての希望を実現すること
- 6 施策の総合性を確保し、関係機関、民間団体等との連携を重視すること

しまねっ子すくすくプラン(県こども計画)策定にあたってのポイント

第2章において「島根県のこども・子育てを取り巻く現状」を整理し、これまでの取組からまだ残っている課題に対して、第4章において、今後5年間に取り組むべき施策を掲げています。

第2章 島根県のこども・子育てを取り巻く現状

○少子化の進行

- ・出生数(R5) 3,759人(過去最少)
- ・合計特殊出生率 1.46(過去最低)

○未婚化・晩婚化の進行

- ・男女ともほぼすべての年代で未婚率が上昇
(R2)男性(50歳時) 26.5%
女性(50歳時) 14.5%
- ・婚姻件数 (R5) 2,095件
- ・平均初婚年齢は年々上昇傾向(晩婚化)
(R5)男性 30.0歳
女性 28.9歳

○結婚に対する意識調査(独身者対象)の結果

- ・結婚したい男女は全体の約48.3%(R3比で低下)
- ・結婚しない理由は「相手がない、相手にめぐり合わない」が男女ともに最も多い
- ・男女差が顕著なもので、男性に多いのは「雇用状況の不安」、女性に多いのは「独身の自由さ、気楽さを失いたくない」と「結婚や子育てを負担に感じるから」

○子育てに関する意識調査の結果

- ・理想的な子どもの数(平均)1.9人と、実際に予定している子どもの数(平均)1.2人に乖離があり、男女とも最も多い理由は「子育てにお金がかかる」こと
- ・女性は男性に比べて「肉体的負担が大きい」「仕事との両立が難しい」という理由が多い

現状と課題に対応

第4章 今後5年間に取り組むこども施策

○基本理念Ⅰ

全てのこどもが個人として尊重され、幸せな暮らしを送ることができる社会づくり

- ・こども・若者は生まれながらに権利の主体
- ・子ども・若者が意見の形成・表明をしやすい環境づくり

○基本理念Ⅱ

こどもを安心して産み育てることができる社会づくり～こどものライフステージに応じてみんなで支える社会づくり～

- ・こどもが、乳幼児期から学童期、思春期、青年期に至る過程を社会全体で支える
- ・若者の自立と将来の夢や結婚の希望をかなえる社会づくり
- ・こどもと子育て当事者をライフステージに応じて切れ目なく支援することで、こどもを健やかに育てられるという安心感を持てる社会づくり

○基本理念Ⅲ

特に支援が必要なこどもと家庭が安心して暮らせる社会づくり

- ・貧困や障がいなど困難な状況にあり、特に支援が必要となるこども・若者とその家庭に対して、ライフステージを通じた縦断的な支援
- ・困難の早期発見と特性・ニーズに応じたきめ細かい支援により、全てのこども・若者とその家庭がおかれた状況にかかわらず安心して暮らせる社会づくり

しまねっ子すくすくプラン(県こども計画)の全体構成

第1章 計画策定の趣旨、対象者など

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格(法定計画、他の県計画との関係等)
- 3 計画の対象者等
- 4 計画の期間

第2章 島根県のこども・子育てを 取り巻く現状

- 1 少子化の進行
- 2 少子化の要因
- 3 就学前児童の状況
- 4 放課後児童クラブの状況
- 5 いじめの認知件数の推移
- 6 不登校生徒の推移
- 7 高校卒業時の県内就職の状況
- 8 ひきこもりの状況
- 9 ひとり親家庭等の状況
- 10 こどもの貧困の状況
- 11 特別支援学校等の在籍児童生徒数等
- 12 社会的養育を必要とするこども等の状況
- 13 情報通信(インターネット)環境
- 14 犯罪被害等の状況
- 15 暴力行為の発生件数

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 目指す社会像
- 2 基本理念

第4章 施策の展開

- 1 こども施策の施策体系
- 2 施策の具体的な内容

第5章 教育・保育等の提供及び人材の 確保・養成

市町村計画の内容等を本章に記載しますが、現時点では、市町村計画策定中のため未記載

第6章 計画の推進

- 1 官民が一体となった推進
- 2 全庁的な推進
- 3 国・市町村との連携
- 4 計画の点検・評価・見直し

しまねっ子すくすくプラン(県こども計画)の基本的な考え方(第3章)

(1) 目指す社会像

- 次代を担うしまねのこども・若者が幸せに暮らせる 社会
- 結婚・出産・子育ての希望をかなえ、安心して暮らせる 社会

全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができ、若い世代がこどもを産み育てることに希望が持てる社会づくりを目指します。

(2) 目指す社会像の実現に向け取り組むための「基本理念」と「推進する施策」

- 基本理念Ⅰ 全てのこどもが個人として尊重され、幸せな暮らしを送ることができる社会づくり
 - (1) こども・若者の権利が尊重され、活躍できる環境づくり
- 基本理念Ⅱ こどもを安心して産み育てることができる社会づくり
～こどものライフステージに応じてみんなで支える社会づくり～
 - (2) 安心して妊娠・出産できる環境の整備(妊娠前から幼児期まで)
 - (3) 幼児期までのこどもの育ちの支援(出産後から幼児期まで)
 - (4) 全てのこどもの学びの機会の確保と心身の健康づくり(学童期・思春期)
 - (5) こども一人ひとりに応じたきめ細かな支援の確保(学童期・思春期)
 - (6) 若者が自立し、自らの意思で将来の夢や希望を選択できる社会づくり(青年期)
 - (7) 子育て当事者への支援
- 基本理念Ⅲ 特に支援が必要なこどもと家庭が安心して暮らせる社会づくり
 - (8) 特に支援が必要なこどもの健やかな生活の支援

施策の展開(第4章)～基本理念と推進する施策～

基本理念Ⅰ 全ての子どもが個人として尊重され、幸せな暮らしを送ることができる社会づくり

すべての子ども施策の前提となる考え方です

1 子ども・若者の権利が尊重され、活躍できる環境づくり

(1) 子ども・若者の権利についての理解を深める取組の推進

- ① 子ども・若者が権利の主体であることについての県民意識の醸成、人権教育の推進
- ② 性別にかかわらず子ども・若者が自分の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消
- ③ 子どものSOSの出し方に関する教育の推進
- ④ 子ども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実

(2) たくましい子どもの育ちを支え、若者が活躍できる社会づくり

- ① 相談窓口や活用できる施策についての情報提供と切れ目ない相談・支援体制づくり
- ② 全ての子ども・若者が自由に過ごせる居場所づくりへの支援
- ③ 子どもの生きる力の育成
- ④ 地域における子育て・子どもの育ちの支援の輪の拡大
- ⑤ 地域全体で子ども・若者を育む意識の醸成

基本理念Ⅱ 子どもを安心して産み育てることができる社会づくり
～子どものライフステージに応じてみんなで支える社会づくり～

ライフステージごとに必要な支援を社会全体で支えます

2 安心して妊娠・出産できる環境の整備(妊娠前から幼児期まで)

(3) 妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

- ① 妊娠・出産に関する正しい知識の普及、相談体制の強化
- ② 保健、医療、福祉の連携による安心して妊娠・出産・子育てできるための切れ目ない支援体制の推進

3 幼児期までの子どもの育ちの支援(出産後から幼児期まで)

(4) 子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障

- ① 多様な保育ニーズへの対応
- ② 幼児期の教育・保育の質の向上
- ③ 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続
- ④ 保育士等の人材確保・育成・処遇改善

4 全ての子どもの学びの機会の確保と心身の健康づくり (学童期・思春期)

(5) 発達の段階に応じた学びの充実

- ① 子どもたちの学びと成長を支える指導体制の充実
- ② 学校教育等による確かな学力の育成
- ③ インクルーシブ教育システムの推進
- ④ 地域等における学習支援

(6) 健康な体と心を育む環境づくり

- ① 小児医療体制の充実
- ② 生活習慣の確立と学校・家庭・地域が連携した食育の推進
- ③ 性や結婚・妊娠・出産・育児に関する理解を深める教育の推進
- ④ 道徳教育や情報モラル教育の推進
- ⑤ 子どもの心理的・社会的ケアに向けた教育相談体制の充実
- ⑥ 発達の段階に応じたキャリア教育
- ⑦ 消費者教育の推進

施策の展開(第4章)～基本理念と推進する施策～

基本理念Ⅱ 全こどもを安心して産み育てることができる社会づくり (続き) ～こどものライフステージに応じてみんなで支える社会づくり～

5 こども一人ひとりに応じたきめ細かな支援の確保 (学童期・思春期)

(7)居場所づくり

- ①こどもが安全・安心に過ごせる多様な居場所の情報提供と理解の促進
- ②放課後等のこどもの居場所づくり

(8)いじめ防止や不登校等の支援

- ①こどもとこどもに関わる全ての人々の人権意識の向上
- ②学校におけるいじめ、不登校等の悩みを抱えるこどもへの相談支援体制の強化
- ③学び直しの支援

6 若者が自立し、自らの意思で将来の夢や希望を選択できる社会づくり(青年期)

(9)若者の雇用と経済的自立に向けた高等教育・就労支援の充実

- ①高等教育段階の修学支援
- ②若い世代の就労支援と早期離職者への支援

(10)結婚支援の充実

- ①結婚に対する啓発活動・情報発信
- ②出会いの場づくりとマッチング支援の強化
(出会いの機会、場の創出支援)

(11)悩みや不安を抱える若者や家族への相談支援の充実

- ①ひきこもり当事者や家族に対する相談支援の充実
- ②若年無業者の職業的自立に向けた相談・就労体験支援
- ③市町村の「子ども・若者総合相談センター」の設置
- ④「島根県子ども・若者支援地域協議会」に参画する自治体・民間支援団体間のネットワークの活用

7 子育て当事者への支援

(12)子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- ①子育てに関する経済的負担の軽減
- ②就学に伴う経済的負担の軽減
- ③生活困窮家庭への生活支援、就労支援

(13)地域における子育て支援、家庭教育の支援

- ①地域のニーズに応じた子育て支援の推進
- ②放課後児童クラブ等の充実
- ③こどもと家庭の相談体制の強化
- ④親子の交流や相談の場の充実
- ⑤家庭の教育力の向上支援
- ⑥地域ぐるみで子育て・こどもの育ちを支援する輪(ネットワーク)の拡大
- ⑦子育てにやさしい住まいの拡充

(14)安心して子育てや仕事に取り組むことができる環境づくり

- ①子育てしながら働きやすい環境づくり

(15)ひとり親家庭への自立支援

- ①ひとり親家庭の相談機能の充実、子育て・生活支援
- ②ひとり親家庭の経済的自立に向けた支援

施策の展開(第4章)～基本理念と推進する施策～

基本理念Ⅲ 特に支援が必要な子どもと家庭が安心して暮らせる社会づくり

困難や課題を抱える子ども・若者と子育て家庭を関係機関が連携して支援します

8 特に支援が必要な子どもの健やかな生活の支援

(16)子どもの貧困の解消に向けた対策

- ①苦しい状況にある子ども・若者の早期把握、支援につなげる体制の強化
- ②子どもや保護者への支援の充実と環境づくり

(17)障がい児支援・医療的ケア児等への支援

- ①障がいのある子ども・医療的ケア児等への支援、ともに暮らすことができる地域づくり
- ②インクルーシブ教育システムの推進による子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援の充実

(18)慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援

- ①慢性の疾病、難病を抱える子どもと家族への相談・支援

(19)在留外国人の子ども・若者や海外から帰国した子どもたちへの支援

- ①外国人住民との相互理解の促進による多文化共生の地域づくり
- ②日本語指導が必要な子どもへの支援

(20)児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

- ①児童虐待の未然防止と早期発見、早期対応
- ②社会的養護を必要とする子どもや家庭への専門的で適切な支援
- ③ヤングケアラーへの支援
- ④当事者である子どもの権利擁護

(21)子ども・若者の自死対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

- ①学校・地域における心の健康づくりと子ども・若者の自死対策
- ②インターネット等をめぐる問題への対策の推進
- ③性犯罪・性暴力対策
- ④非行防止や非行・犯罪に及んだ子ども・若者等への相談支援、自立支援
- ⑤子ども・若者を犯罪被害等から守り育てる安全・安心なまちづくり

しまねっ子すくすくプラン(県こども計画)の推進体制について(第6章)

(1) 推進体制

- 目指す社会の実現のために連携・協働する機関等
 - ・家庭 ・幼児教育施設 ・学校 ・地域
 - ・企業 ・NPO法人 ・その他の民間団体、グループ
 - ・国、市町村等
- 社会の全ての構成機関が、こども施策の重要性に対する関心や理解を深め、こどもの最善の利益を第一に考え、協働し、それぞれの役割を果たす必要があります。
- 県では、県民の理解と協力を積極的に求め、県民等との協働のもとに、社会全体でこども施策を進めます。

(2) 計画の点検・評価・見直し

- 計画策定後は、
 - ・各事業の実施状況及び計画全体を点検・評価します。
 - ・点検・評価の結果は、島根県子ども・子育て支援推進会議等へ報告し、いただいた意見を改善に活かします。
- 社会情勢の変化や計画が目指す状態の達成状況、市町村の関連計画の見直し等がある場合は、必要に応じて「しまねっ子すくすくプラン(県こども計画)」も見直しを行います。